

News from Hatsutani Chizue

Hatsutani Chizue : A member of Mobara City Assembly

学校施設の耐震化が進みます！

平成20年度～平成23年度の4年間で
学校施設8棟の改築・補強の耐震化が進む予定



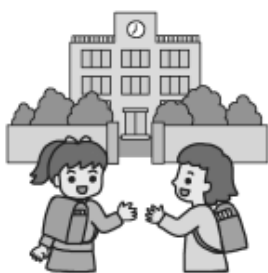
田中新市長の下での初議会では
トップ・バッターで質問
しました

5月12日に発生した中国・四川大地震では多くの小中学校の校舎が倒壊し、6,500人以上もの子ども達が死亡し、また、死者・行方不明は9万人近くにも上り、想像を絶する被害の大惨事となった事は、皆さんも記憶に新しい出来事です。

このような中、日本政府はこの中国・四川大地震を受けて、学校の耐震化を進めようと新たな方針を打ち出し、震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高いとされる構造耐震指標、いわゆるIs値が0.3未満の建物で、全国に約1万棟あるとされる公立小中学校施設について、本年度平成20年度から22年度までの3年間で、耐震化を加速させる意図で改正地震防災対策特別措置法が6月18日に施行されました。この法律改正により、補助率が引き上げられ地方自治体の実質負担は大幅に軽減されたとされています。

私自身も以前から緊縮財政のため耐震化の予算確保ができず、遅々として進まない学校の耐震化に一抹の不安を感じ、議会で一般質問や予算・決算委員会においても、何度となく要望をしていた次第です。この度、田中新市長の下、初めて開催された6月議会にて、久しぶりにトップ・バッターで質問をした所、市当局の答弁で平成20年度～23年度の4年間で学校施設8棟の耐震化計画を策定している事が分かりました。

今回の6月補正予算では、萩原小・東中・本納中・茂原中の4棟の補強・改築設計の委託や地質調査費等が予算化され、今年度は4棟の設計委託がされます。その後、来年21年度には萩原小の普通教室棟と東中・茂原中の体育館の建て替えと、本納中の管理教室棟の補強工事の着工に入る予定となっています。しかしながら、萩原小の改築工事という点だけを考えてみましても、特に萩小は3階建てで床面積3,394㎡と規模の大きい校舎であり、校舎の解体・仮設校舎の設置・建て替えとなると大がかりな取り組みが予想されます。また、同時に他の3校の校舎や体育館も並行して改築・補強工事を進めるには、現体制では無理があるように思われるため、私は特別に、耐震化促進のプロジェクトチームを設置し、人員を増員して耐震化がスムーズに進む体制づくりの提案を致しました。



はつたに ちづえ

特集：平成20年6月議会から

平成20年第2回定例会（6月25日から7月9日までの会期15日間）において私が行った一般質問を取り上げます。

● 外部監査制度の導入について

Q 7年前に私が市議会で初めて一般質問で民間の外部監査の導入を提案しましたが、行財政改革も道半ばの中で、早い時期に導入し健全化を加速させて欲しく思います。いつ頃、どのような方法で導入する予定なのか伺う。

A 本制度は公認会計士や弁護士などの専門家が市の組織に属さない第三者の立場から独自に監査を行う。導入にあたっては、条例の制定や監査内容について検討の必要があり、又、費用対効果の関係がありますので実施時期を含めて、今後、調査研究を進めて参りたいと考える。

● 救急医療体制の充実について

Q 私達の住む医療過疎地域において、どうしても早急に取り組まなければならないのが救急医療体制の充実です。田中市長は具体的に、どのように実行されて行くつもりなのか伺う。

A 本地域で唯一の公立病院で救急基幹センターである長生病院について、今後も県との連携を図りながら救急医療体制の整備・充実を推進して行く。又、抜本的改善を図るべく医師会・長生病院・消防本部等から選出された委員を中心に、長生郡市救急医療体制検討委員会を設置し、初期救急医療体制、及び2次救急医療体制の早期確立に向けた研究調査をして参ります。

● 耐震診断の結果の公表について

Q 耐震診断の公表については、いたずらに不安をかき立てることがあってはならないと思いますが、特に危険度の高い学校施設があった場合、耐震結果を公表し改築や補強工事が実施されるまで事前に、学校関係者で施設の使用法や避難経路等について話し合いをしておく必要があると思う。法改正により耐震診断の実施と結果の公表が義務付けられるという流れの中で市当局の耐震診断の結果の公表の考え方と、公表する場合、公表の内容と方法について伺う。

A ご指摘のように、耐震診断の結果の公表については、今まで任意であったものが今回の地震防災対策特別措置法の一部改正により、公表が義務付けられた。これを踏まえ、公表の方法・内容については関係者に不安を抱くことのないよう配慮しながら順次公表して行きたい。

● ワーク・ライフ・バランスの向上の取り組みについて

Q ワーク・ライフ・バランスとは字のごとく、仕事と生活のバランスの事で、この2つが調和した社会とは、一人一人がやりがいや充実感を持って働き仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活においても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会です。国は昨年12月にワーク・ライフ・バランス官民トップ会議において「仕事と生活の調和憲章」と「行動指針」が政・労・使の合意のもと決定された。今後の茂原市としてのワーク・ライフ・バランスの向上の取り組みを伺う。

A 平成16年3月に策定した男女共同参画計画では、ワーク・ライフ・バランスという表現は明記されていないが、主要課題として家庭や地域社会の男女共同参画の推進を定め、従来の職場中心ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルの転換について取り組んで来た。今後の第2次男女共同参画計画の策定にあたっては、ワーク・ライフ・バランス憲章を踏まえて取り組んで行きたいと考えている。

はつたにちづえ公式サイトのお知らせ

はつたにちづえの公式ホームページを平成13年8月に開設しました。

「ちづえだより」で伝えきれない情報はこちらに掲載しています。

アドレスは <http://www.chizue.jp/> です。この他、ヤフー

検索エンジンで「はつたに」と入力して探すことができます。

